

令和4年11月14日
参考資料

住民監査請求に係る監査の結果について

(故安倍晋三国葬儀に係る知事及び議長の参列に関する件)

県民から、地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求があり、同条第5項の規定に基づき監査を行い、請求人の主張には理由がないと認め、棄却することとし、請求人に対して別添のとおり通知しましたので、お知らせします。

1 請求書を受理した日

令和4年9月15日

2 請求人

県民148名

3 監査の結果決定日

令和4年11月11日

4 監査の結果概要等

請求結果の概要は別紙1、請求人に通知した文書は別紙2のとおり。

(請求人(陳述人を含む。)の氏名、住所等を省略している。)

問合せ先

神奈川県監査事務局総務課

課長 塩野 電話 045-285-5053

副課長 芳賀 電話 045-285-5054

住民監査請求の結果の概要

(故安倍晋三国葬儀に係る知事及び議長の参列に関する件)

住民監査請求の概要（請求人の主張）

「故安倍晋三国葬儀」は違憲・違法なものであり、同国葬儀に知事及び議長が参列したり、公金を支出したりすることは、地方自治法に違反する違法な行為であることは明らかである。

よって、同国葬儀に知事及び議長が出席・参列するに際して公金を支出することの差止めの措置を求め、公務として出席・参列した場合には、これに要する公金の支出は違法又は不当な財務会計行為であることから、県民全体に損害を与えたものとして、その損害を補填すべく、知事らに支出された金額の返金を請求するよう求める。

1 監査の結果

令和4年9月15日に受理した住民監査請求について、令和4年11月11日、監査委員の合議により、請求人の主張には理由がないと認め、請求を棄却した。

2 請求の要旨

令和4年9月27日に举行される「故安倍晋三国葬儀」（以下「本件国葬」という。）は違憲・違法なもので、本件国葬に知事及び議長が参列したり、公金を支出したりすることは、地方公共団体の「事務」には該当しないというべきであり、地方自治法（以下「法」という。）第2条第2項に違反する違法な行為であることは明らかである。

よって、本件国葬に知事及び議長が出席・参列するに際して、公金を支出することを差し止める措置を講ずることを求め、公務として出席・参列した場合には、これに要する旅費、宿泊費、弔慰金、随行職員の出張日当等の公金（以下「本件公金」という。）を支出することは、違法又は不当な財務会計行為であることから、県民全体に損害を与えたものとして、その損害を補填すべく、知事らに支出された金額の返金を請求するよう求める。

また、本件公金の支出の差止めに係る勧告手続が終了するまでの間、法第242条第4項に基づき、当該行為を暫定的に停止すべきことを知事に勧告するよう求める。

3 判断の理由（要旨）（別紙2 p.43）

本件監査請求において、請求人は、本件国葬は違憲・違法なものであり、本件国葬に知事及び議長が参列したり、公金を支出したりすることは、地方公共団体の「事務」には該当しないというべきであり、法第2条第2項に違反する違法な行為であることは明らかであることから、本件公金を支出することは、違法又は不当な財務会計行為であり、県民全体に損害を与えたものとして、その損害を補填すべく、知事らに支出された金額の返金を請求するよう求めている。

しかしながら、法第2条第2項において、普通地方公共団体の事務を、「地域における事務」及び「その他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」と規定しているのは、まず、普通地方公共団体が「地域における事務」を包括的に処理する権能があることを明らかにし、その上で、必ずしも「地域における事務」に該当しないものであっても、法律により処理することとされた場合や法律に基づく政令により処理することとされた場合には、当該事務を処理するものであることを一般的に示しているものであり、法律や政令の根拠が必要であるものに限らず、住民を含め当該地域との合理的な関連性が認められれば、「地域における事務」であると考えられる。

これを本件国葬についてみると、本件国葬は、閣議決定により国において行う葬儀であるとされており、内閣総理大臣名で全都道府県知事及び全都道府県議会議長に対し、本件国葬に係る案内状が送付されていることを踏まえると、知事が法第147条に基づく県の代表として、議長が法第104条に基づく県議会の代表として、それぞれ本件国葬に参列することは、社会通念上相当と認められる社交儀礼上の行為であることに加え、地域との合理的な関連性が認められるものであり、法第2条第2項に違反するものとはいえない。

また、最高裁判所第三小法廷平成4年12月15日判決において、職員の財務会計上の行為をとらえて損害賠償責任を問うことができるのは、これに先行する原因行為（以下「先行行為」という。）に違法事由が存する場合であっても、先行行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当であるとした上で、先行行為が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、先行行為の内容に応じた財務会計上の措置を採るべき義務があるから、これを拒むことは許されないものと解するのが相当であると判示されていることからすると、本件公金の支出が違法又は不当であるとして損害賠償責任を問うことができるのは、先行行為である本件国葬への参列に、本県の予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合に限られるところ、本件国葬は、国において行う葬儀であり、内閣府設置法及び閣議決定を根拠として執り行うものであるとされており、上記のとおり、本件国葬に参列することは法第2条第2項に違反するものとはいえないことから、本件国葬への参列に、県の予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するとは認められない。

以上のように、本件公金の支出は、違法又は不当な公金の支出に該当するとはいえない。

4 暫定的な停止勧告について

請求人代表者は、法第242条第4項に基づいて本件公金の支出を暫定的に停止すべきことを知事に勧告することを求めていることから、令和4年9月26日時点でその要否を検討したところ、本件公金の支出が違法であることが相当程度具体的な証拠に基づいて疎明されているとはいえず、また、当該行為により県に回復困難な損害が生ずるとも認められないことから、本件公金の支出を停止すべき緊急の必要があるとは認められないと判断し、暫定的な停止勧告は行わないこととした。

以上のことから、本件公金の支出は、違法又は不当な公金の支出に該当するとはいえず、本件監査請求には理由がない。

請求人 (略) 様

ほか (略) 様

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	太	田	眞	晴
同	吉	川	知	恵子
同	小	島	健	一
同	作	山	ゆう	すけ

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

令和 4 年 9 月 15 日に受理した住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

第 1 請求に対する判断

請求を棄却する。

第 2 請求の内容

1 請求人から提出された令和 4 年 9 月 15 日付け請求書の内容

（原則、内容は原文「第 1 請求の要旨」のまま。）

（請求の要旨）

1 概要

日本国政府は、2022 年 9 月 27 日に「故安倍晋三国葬儀」（以下「本件国葬」といいます。）を挙行することを閣議決定しました。

本件国葬は国費をもって行う国家儀式と考えられますが、これに神奈川県知事（以下「知事」と言います。）及び神奈川県議会議長（以下「議長」と言います。）が公費にて出席・参列すること、すなわち本件国葬に関連して公費が支出されることが決定されたことが判明しました。

ところで、私たち請求人は、本件国葬が以下に述べるとおり、違憲・違法なものと考えており、その結果、本件国葬に関連して支出される公費もまた違憲・違法な支出になるものと考えています。

そこで、私たち請求者は、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、神奈川県監査委員に対して、本件国葬に知事及び議長が参列するに際して公金を支出することを差し止める措置をとることを求めます。

2 対象となる知事及び議長の行為及びそれに関する公金の支出について

2022年9月27日に举行される「故安倍晋三国葬儀」に関して、出席を予定している知事及び議長の参列・出席に関連する公金の支出行為一切（随行職員に関する支出等も含む。）。

3 本件国葬の違憲性・違法性について

(1) はじめに

本項においては、私たち請求者が、なぜ本件国葬が違憲・違法であるか、という点について述べます。

まず、そもそも「国葬」とはいかなる性質をもつものなのかについて述べます（(2)）。そして、現時点で私たちが把握している本件国葬が举行されるに至った経緯を述べ（(3)）、本件国葬が日本国憲法に照らして違憲であること（(4)）及び本件国葬を実施するについて法的根拠がない違法な行政活動であること（(5)）について述べます。

(2) 「国葬」が持つ歴史的・政治的意味について

そもそも「国葬」とはいかなる性質をもつものなのでしょうか。

日本最初の国葬は、1883年に行われた、岩倉具視の葬儀ですが、その原型は、さらに5年前の大久保利通の葬儀だと言われています。大久保家の葬儀でしたが、天皇が弔意の品を贈り、勅使を派遣しています。その費用には国費が支出され、政府職員も要員として派遣され、国葬に準じたものとして行われています。これは、暗殺された大久保の葬儀を盛大に営むことで、「政府に逆ら

うことは天皇の意思に背くことだ」ということを、内外にアピールすることで、いまだ不安定な明治政府の基盤を強めようとしたものでした。

そのことは、国葬について定めていた「国葬令」からも読み取れます。国葬令では、天皇・皇太后・皇后の葬儀である大喪儀と、皇太子・皇太子妃・皇太孫・皇太孫妃及び摂政在任中の親王・内親王・王・女王の喪儀を国葬とするとしてうえて（同令1条、2条）、皇族以外の「國家ニ偉功アル者薨去又ハ死亡シタルトキハ特旨ニ依リ國葬ヲ賜フコトアルヘシ」とされていました（同令3条）。「特旨」とは、すなわち天皇の「思召」を意味します。「國葬ヲ賜フ」との「特旨」は、勅書の形式をもって公にされ、内閣総理大臣はこれを公告し、葬儀の式次第は総理が案を作成して勅裁を経たうえて決定されることになっていました。つまり、「國家ニ偉功アル者」の葬儀は、天皇の「思召」をもって、天皇の命令により、内閣の主導で実施される形がとられていました。

また、国葬令4条は、「皇族ニ非サル者國葬ノ場合ニ於テハ葬儀ヲ行フ當日廢朝シ國民喪ヲ服ス」として、臣下の国葬当日、「国民」が喪に服すことを義務付けていました。これは、「国民」の立場に立てば、国葬の対象となる人物に対して、生前の「偉功」を讃える場が、国民の望むと望まないとにかかわらず、政府によって用意されることになるのです。こうして行われる国葬には、莫大な国費が投じられ、新聞各紙もこれを大きく報じています。ほとんどの国葬は東京で行われたようですが、東京から離れた各地の行政機関・学校・宗教施設などでは、葬儀の前後に遥祭が営まれるようになり、その葬儀の場になかった人たちも間接的に「國家ニ偉功アル者」の死に接することとなり、全国を巻き込んだ一大イベントになっていたのです。

平民出身者で初めて国葬の対象となったのは、大日本帝国海軍連合艦隊司令長官であった山本五十六海軍大将です。これは、国民の戦意高揚をもたらしました。山本は、1943年4月18日にブーゲンビル島上空で乗機が撃墜され戦死しましたが、その死はしばらくの間公表されることはありませんでした。しかし、5月21日に大本営からその死が発表されるとともに、国葬とすることが決められました。当時の新聞報道は次のようなものです。

情報局発表（昭和一八年五月二十一日午後五時）

天皇陛下に於かせられては聯合艦隊司令長官海軍大将山本五十六の多年の偉功を嘉せられ、大勲位功一級に叙せられ、元帥府に列せられ特に元帥の称号を賜ひ、正三位に叙らせれ、薨去に付特に国葬を賜ふ旨仰出さる

同年六月五日に行われた国葬に際しては、東条英機首相は「元帥の闘志を継げ」と国民を激励しました。

また、全国民が喪に服することとされ、午前10時15分を「国民遙拝の時刻」と定め、遙拝式を行うことなどが通達されていました。

このように、「国葬」は、国家が特定の「功臣」の死に政治的な狙いをもって、積極的に介入しているのです。特に明治憲法下における天皇の介在はその点を強調する意味合いがあったと考えられます。

国葬令は、1947年に「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和22年法律第72号）第1条の規定により、失効しています。その理由は、日本国憲法の基本原理と両立しないからです。そのため、現在の日本において、国を挙げて行なう公葬を規定する法は存在しません。

地方公共団体においても、1946年11月1日内務文部次官通達で「地方官衙及び都道府縣市町村等の地方公共団体は、公葬その他の宗教的儀式及び行事（慰霊祭、追弔会等）は、その対象の如何を問わず、今後挙行しないこと」と地方長官に命令が出され、行政が主導して宗教性を伴う慰霊行為を行うことは政教分離の観点から全面的に禁止されています。

日本国憲法の下では、皇室に関するものとして、1951年の貞明皇后に対する「事実上の国葬」と、1989年の昭和天皇に対する大喪の礼（皇室典範に基づくもの）の2回があり、皇室以外では、1967年に吉田茂元首相に対する「国葬」が行われています。もっとも、首相経験者については、その後も国葬が検討されたようですが、根拠法令がないとのことで実行されず、ノーベル平和賞を受賞した佐藤栄作元首相を含め、近年まで「内閣・自由民主党合同葬」が慣例的に行われています。

(3) 本件国葬の挙行に至る経緯

本件国葬が挙行されるに至った経過は、次の通りです。

2022年7月8日午前、同月10日に執行される第26回参議院議員通常選挙の選挙応援のため奈良県内を遊説していた安倍晋三衆議院議員（元内閣総理大臣、元自由民主党総裁）が、街頭演説中に銃撃を受け、同日午後亡くなりました。

岸田文雄内閣総理大臣（以下「岸田首相」といいます。）は、2022年7月22日、亡安倍晋三氏について本件国葬を行うこととし、その名称を故安倍晋三国葬儀とすることなどを閣議決定しました。岸田首相によると、安倍氏について

国葬を行うことについて、①憲政史上最長になる8年8か月にわたり内閣総理大臣の重責を担ったこと、②東日本大震災からの復興、日本経済の再生や日米関係を基軸とした外交の展開等の大きな実績を残したこと、③外国首脳を含む関係社会からの高い評価があること、④選挙中の蛮行による急逝であること、と説明しています。

(4) 本件国葬の違憲性について

ア 日本国憲法の根底にある個人主義 (Individualism)

私たちが、今回の監査請求をするにあたり、もっとも重要だと考えていることは、私たちの住む日本社会において、私たち一人ひとりが、等しく尊重される社会であるということです。

憲法第13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。」と規定しています。これは、私たちの社会を考える上で、極めて重要な前提を示している部分です。なぜ、私たちは社会を作るのかという根本的な問いに立ち返る部分でもあるからです。私たちを取り巻く社会的関係を一つずつ取り除き、最後に残った「私自身」「あなた自身」という独立した存在を「個人」といい、その個人一人一人は自由で平等であるという前提が共有されていなければなりません。その「個人」が持つ自由や権利を維持・発展させるために私たちは社会を作り、その社会を運営する際に、運営者たる権力者にたいし、構成員の侵してはならない自由や権利を「基本的人権」という形で注意喚起をしているのです。

このように、私たちの社会は、何よりもまず、私たち一人ひとりが等しく尊重される存在であるということが大前提として成り立っており、これを個人主義と呼んでいます。この反対概念は全体主義ということになります。

イ 憲法14条違反

このように述べたところで、現実社会をみると、それぞれの個人は決して自由で平等であるとはいえない状況にあることはわかります。男女の性差であったり、障害の有無や資産の有無などいたるところに物理的な格差があるからです。

しかし、私たちが、心のうちで何を考えようと、いかなる神を信じようと、あるいは仏を信じまいと、誰かを愛おしいと感じようと、あるいは殺してしまいたいほどに憎しみを感じようと自由です。他者とのかわりの中で、他人の自由や最低限の秩序を侵害しなければ、基本的に何をしようと自由です。

これは、人間として生まれたという一点において、私もあなたも等しく同じ存在だからです。個人はそれぞれ自由かつ平等です。より正確に言うならば、個人はその自由性において平等だということです。このことを宣言したのが、憲法 14 条です。

この憲法 14 条の唯一の例外が、日本国の象徴たる天皇です。裏を返せば、天皇以外は日本国との関係で当然に特別扱いされることはありません。むしろ、してはならないのです。特別な対応をしようとするならば、その根拠となる法律がなければなりません。

今回の安倍氏に対する国葬儀は、日本国として安倍氏を特別扱いして国費において葬儀をするということです。当然のことながら、私やあなたも、将来亡くなったときに国が葬儀をしてくれることなどないでしょう。どうして安倍氏が国葬の対象になるのか、納得のいく説明はありません。憲政史上最長の首相在任期間は理由にはなりません。加えて、その長期政権の中で政治の私物化を追及されるなど、安倍氏の政権運営には否定的評価も多くありました。首相の座こそ降りましたが現職の国会議員でしたし、この評価は今なお定まるところではありません。そのような中で国家として葬儀を行うとするのは、あまりに安倍氏の特別扱いが過ぎ、個人の平等という基本的な大原則に正面から反するものです。

ウ 憲法 19 条違反

先に述べたように、日本国憲法が施行されてから、「国葬」は皇族を除けば吉田茂元首相の例しかありません。首相経験者について、これまでの慣例をあえて破って半世紀以上上行われてこなかった「国葬」という形式を取るということは、そのこと自体に意味を見出していると言わざるを得ません。

岸田首相は、7月14日の記者会見で、本件国葬によって、安倍氏を追悼するとともに、暴力に屈せず民主主義を断固として守り抜くという決意を示す、活力にあふれた日本を受け継ぎ、未来を切り拓いていくという気持ちを示す、としています。また、8月10日の記者会見では、「国葬」について、故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式、と説明しています。

すなわち、「国葬」という形式を取ることは、国を挙げて故人を追悼し、一定の決意や気持ちを示す、ということにほかなりません。そのために、本件国葬当日は弔旗の掲揚や黙祷の「要請」が官民間わらず行われ、またマスコミも本件国葬一色の報道になることが予想されます（吉田茂氏の国葬に際してはまさにそのようなことが行われましたし、安倍晋三氏についても、

7月12日の葬儀に際して多くの公共団体が弔旗の掲揚を行いました。)。野党や国民多数の本件国葬反対の声を受けて、岸田首相は、8月31日の記者会見で、黙とうや弔旗の掲揚といった弔意表明について「閣議了解は行わず、地方公共団体や教育委員会などに対する弔意表明の協力の要望も行う予定はない」と説明した。そのうえで「各府省における弔意表明については、葬儀委員長決定とし、弔旗を掲揚し、葬儀中の一定時刻に黙とうをするとした」と述べました。しかし、本件国葬を「故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式」とした自らの主張と矛盾しており、それ以上に「国葬」という国家行事であることと矛盾しており、国家意思としての「事実上の要請」であること有形無形の圧力がかかることを否定することはできません。

しかし、故人に対して追悼の念を抱くか否かは本来きわめて個人的な営為であり、とりわけ、首相経験者である故人に対するそれは、個人の歴史観や世界観、政治信条に深く根ざした行為です。そして、「国葬」は、個人の歴史観や世界観に基づいた営為であるはずの追悼を、故人に対する敬意や弔意を持ち合わせていない人も含めて、国中の人々に強いるという意味で、思想良心の自由を保障した憲法19条に反するものです。

エ 憲法20条・89条違反

安倍氏国葬は憲法20条や89条の政教分離規定に違反し、市民の信教の自由を侵害する可能性があります。

憲法20条1項前段は信教の自由は何人に対しても保障するとし、2項は何人も宗教上の行為を強制されないとしています。しかし、明治憲法のもとでは国が宗教、とりわけ神道と結びつくことによって市民の信教の自由が保障されていたとはいえませんでした。そこで日本国憲法20条1項後段、3項や89条は、政教分離原則に基づき国と宗教が結びつくことを禁止する政教分離規定を定めました。それによって、信教の自由の保障を制度的に確保しようとしたのです。

安倍氏国葬は、故安倍晋三元内閣総理大臣に対し、哀悼や追悼の意を表すために行われるものです。岸田文雄首相は、2022年7月14日夜の記者会見において、「国の内外から幅広く哀悼や追悼の意が寄せられていること」などを「勘案し、この秋に『国葬儀』の形式」で本件国葬を行うと表明しました。

本件国葬は、「国」として故安倍晋三元内閣総理大臣を追悼し、故安倍氏に弔意を示す儀式です。追悼とは故人の生前を思い返してその死を悲しむこ

とであり、弔意とは故人が亡くなったことによる自分の悲しみ・弔いの気持ちを意味します。いずれにせよ、国民一人ひとりの内心に深く関わり、人それぞれであり、宗教的側面と切り離すことができません。

本件国葬を決めた同年7月22日の閣議後の記者会見で、松野博一官房長官は、「無宗教形式で行うこととし、厳粛かつ心のこもった国葬儀となるよう関係者と密接に連携をとりながら速やかに準備を進めていく。」と述べました。しかし、形式が無宗教であったとしても、既存の宗教団体の方式を踏襲しないというだけで、「国葬儀」が宗教的な意味合いをもった行為であることに変わりはありません。

日本国憲法20条3項は国及びその機関が「宗教的活動」を行うことを禁止しています。したがって、国が主催して本件国葬を執行し、地方公共団体の知事等がこれに参列し、公金を支出することは、憲法20条3項に反するものであり、許されないことです。

オ 憲法21条違反

故人に対して追悼の念を抱くことはもちろん、さらに追悼の念を表明する、しないということも、思想良心に基づく表現行為としてきわめて個人的な営為です。

儀式の価値は、外形にあらわれた荘厳な形式によって発揮されると言われることがあります。前述のように、「国葬」当日は弔旗の掲揚や黙祷の「要請」が官民間わらず行われることが強く予想されます。前述のとおり、岸田首相は、「地方公共団体や教育委員会などに対する弔意表明の協力の要望も行う予定はない」としていますが、本件国葬を「故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式」とした自らの説明と矛盾しており、国家意思としての「事実上の要請」であることを否定することはできません。

「国葬」が「故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式」であるならば、本件国葬の会場である日本武道館にとどまらず、国全体に弔意の表明が行き渡っている必要があります。「要請」はしないと言いながらも、本件国葬が儀式として完成するためには、安倍氏に対する「敬意と弔意」を表明することの有形無形の圧力が生じるものと考えられます。しかし、追悼の念を表明するということは一種の表現活動であり、弔旗の掲揚や黙祷はその具体的な表明行為です。

「国葬」を実施することは、そのような弔意表明の「要請」が明示的にあるか否かに拘わらず、「事実上の要請」が官民間わらず行われ、有形無形の圧

力がかけられることにつながり、憲法 21 条が保障する表現の自由が侵害されることとなります。

(5) 本件国葬の違法性について

ア 行政活動は法律に基づいて行われなければならない

ところで、今回の国葬は内閣府に実行委員会を置く方式で運営されることと閣議決定がなされました。内閣総理大臣が実行委員長であり、その実務機関を内閣府に置くのですから、今回の国葬儀は国の行政活動の一つというべきでしょう。

大日本帝国憲法の下においては、国家権力のすべてを統帥する天皇がいましたから、行政権はア・プリオリに法に先立つものと考えられていました。しかしながら、日本国憲法の下においては、憲法によって行政権が創設され、国会の制定した法律によって組織され、個別の法律によって一定の権限を与えられることになりました。つまり、行政という営みの本質は、「法律を誠実に執行する」こと（憲法 73 条 1 号）にあるというべきです。そのため、行政権を発動するためには、法律を執行するための機関を作る根拠となる「行政組織法」と、具体的に行政活動を営む際の手続や要件、活動の内容や効果に関する「行政作用法」が必要になります。行政組織法がハードウェアで、行政作用法がソフトウェアといえればわかりやすいでしょう。

行政活動は、あくまでも個別具体的な行政作用法の存在を前提とし、その法律に拘束されるのであって、行政権は法律による授権なしに私人の権利義務に影響を与える決定をしてはなりません。

このような行政法の執行過程を貫く基本原理を「法律に基づく行政の原理」といいます。

イ 内閣府設置法を根拠にするという詭弁

本件国葬の実施に際して、国葬を行う具体的な法律根拠がないという厳しい指摘がなされてきました。先の述べた通り、戦前の日本で実施されていた国葬は「国葬令」に基づいて行われていましたが、日本国憲法の制定によってこの国葬令が廃止されています。そこで、政府が打ち出した法律が内閣府設置法です。内閣府設置法には内閣府の所掌事務として「国の儀式」が挙げられていると言うのです。

たしかに、内閣府設置法第4条第3項第33号をみると、「国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。」とあります。

しかしながら、この説明は詭弁にすぎません。内閣府設置法は、「内閣府の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定める」（同法第1条前段）とあることから明確なとおり、「行政組織法」の一つだからです。先に確認した通り、行政活動は、あくまでも個別具体的な行政作用法の存在を前提とするものです。内閣府設置法はハードウェアであって、国葬を実施するためのソフトウェアにはなりません。

この内閣府設置法にいう「国の儀式」は、天皇が行う国事行為として定められている「儀式」（日本国憲法第7条第10号）が念頭に置かれています。この「儀式」の行政作用法の1つとして、皇室典範が挙げられます。天皇の即位に伴う「即位の礼」は同法第24条に、天皇の崩御に伴う「大喪の礼」は同法第25条に規定されています。今回の閣議決定が皇室典範の規定と同等の位置づけにあると言い難いことは明らかです。

結局のところ、今回の国葬儀は、何らの法的根拠のないものというほかに、違法な行政行為と言わざるを得ないものです。

4 本件国葬に関して地方公共団体が公費を支出することの違法性について

本件国葬に地方公共団体の知事等が出席したり、公金を支出したりすることは、地方自治法に反します。

地方自治法2条2項は、普通地方公共団体は、「地域における事務及びその他の事務」で「法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」を処理するとしています。これは、住民自治と団体自治を地方自治の本旨とする憲法92条に基づく規定です。

そこで、問題は地方公共団体の知事らが本件国葬に出席したり、そのための出張費用等に公金を支出したりすることが、地方公共団体の「事務」といえるかです。これについて、関係省庁が検討したり、地方公共団体が検討したりしている形跡はありません。

この点を検討すると、地方公共団体が行う「事務」はまず「法律」により処理することとされていることが必要とされますが、本件国葬に知事らが出席したり、公金を支出することを根拠づける「法律」は存在しません。

また、「法律に基づく政令により処理することとされている」場合は、それも地方公共団体の「事務」といえますが、本件国葬に知事らが出席したり、公金支出することを根拠づける「政令」も存在しません。

仮に、本件国葬に関する法律や政令がなくても、地方公共団体が社会的実体を有し、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」されていること（地方自治法1条の2第1項）から、法律や政令に基づく「事務」に直接該当しなくても、なお独自に地方公共団体の「事務」にあたるといえる場合があるという議論もありえます。

しかし、国葬への出席は「住民の福祉の増進」を図るものとは言えず、やはり、地方公共団体の「事務」には該当しないというべきです。

このように検討してみると、本件国葬に知事らが参加したり、公金を支出したりすることが、地方自治の本旨を具体化した地方自治法2条2項に反する違法な行為であることは明らかです。

5 本件国葬に関して地方公共団体が公費を支出することの不当性について

(1) はじめに

唐突に「国葬」なる言葉が飛び出しました。法律に規定もなく、誰も考えてもいなかった言葉が岸田首相の口から飛び出しました。漫画であれば、皆が口をあんぐりと開けて驚きあきれている姿です。規程も何もないから基準もない。しかし、言葉の意味からは、「立派なことをした人」というイメージが浮かびますが、この安倍元首相に関しては想像もできないミスキャストであると、多くの国民が思っています。そのこと自体が、国を挙げて追悼すべきことか（不当性）という問い掛けにほかなりません。

(2) 国民生活の困窮一賃金は全く上昇せず

本件国葬を実施する理由として挙げられたのが「憲政史上最長の8年8ヶ月」です。そうであれば、単に長い期間、首相の座に座っていただけではなく、最長期間その場にいた者の国民に対する責任が問われなければなりません。

実は、日本は20数年にわたり、労働者の実質賃金は全く上がっていません。OECD諸国は概ね1.5倍以上になっているのに、ひとり日本だけ下がっているのです。大企業はアベノミクスの恩恵を受け、史上最高益を稼ぎ出してきた

一方で、労働者は「国際競争力強化」を口実に低賃金を強いられ、労働市場の非正規化が急速に進んだのです。この最大の責任者が安倍元首相です。

安倍元首相がしたことは、国民の貴重な年金財源を取り崩し、これを大企業の株価安定のために投資し続けたことです。従来違法であった年金財源を法改正して投資にあてました。このようなやり方で日本経済が再生するはずはなく、実質経済はガタガタです。多くの国民にとって生活水準は低下する一方です。安倍元首相に「経済の功績」など認めることはできません。

(3) 権力の私物化－「モリ」「カケ」「サクラ」

安倍元首相に国葬と聞いて、第一に思い浮かぶのは、「モリ」「カケ」「サクラ」です。いずれも「ミミッチイ」話です。権勢を傘に、違法行為に蓋をして強行突破しようとして、芝居がかった「大見得」を切りました。「私や妻が関係していたということになれば、まさに私は、それはもう間違いなく総理大臣も国会議員もやめるということをはっきり申し上げておきたい」と安倍元首相は国会質疑の中で高らかに宣言しました。これを聞いて泡を食った財務省は公文書の改ざんを行い、事実を消してしまいました。そのために最もまじめで貴重な一人の国家公務員の命が失われました。

「国葬」になる様な人は、このような違法はもちろん、人格的倫理性に傷がつく事実があれば、初めから候補にならないはずです。死亡した銃撃事件で明らかになった旧統一協会との関係も然りです。

岸田首相はこの「安倍元首相」の追悼で何を遺すつもりなのでしょうか。

(4) 「民主主義」と「憲法秩序」の破壊

ア 教育基本法の改悪

2006年第一次安倍内閣が真っ先に取り上げた課題は「教育基本法」の改悪でした。もともと、旧教育基本法は、準憲法的性格をもっと言われた法律です。戦前の天皇制絶対主義国家において狂信的軍国主義を発生させた反省から、新憲法の平和主義・基本的人権尊重主義の実現は「教育の力による」として、この基本法が作られました。

ところが第一次安倍内閣は、この基本法から、教育行政の根本たる「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」という規定を削除しました。その結果、今では、行政当局の意のままに行われる上意下達教育

と愛国心教育に子どもたちが晒される事態を作り上げ、教育の危機を招いています。

安倍元首相は、ここで、教育に関する「憲法改悪」を断行したのです。

その結果、ユニセフ「レポートカード16」（2020年）によれば、日本の子供の精神的幸福度は先進国38か国中37位という状況になっています。

イ 安保法制・集団的自衛権行使の違憲行為

安倍元首相の最大の「罪」は、集団的自衛権行使を可能とする「安保法制」を強制採決したことです。これによって、日本国民全体は、いつ何時でも、アメリカの行う戦争にその片棒を担がされることになり、戦争国家による被害を受ける危険が発生しています。もし、台湾有事でも発生すれば、沖縄の米軍基地ならびに今さかんに南西諸島に自衛隊が配備している軍事施設から戦争が始まることになりかねません。安倍元首相は、ここで、「専守防衛」の憲法9条の政府解釈を変える「実質改憲」を断行したのです。

この責任をとらずに安倍元首相は死亡しました。

思い起こせば、集団的自衛権行使を認める閣議決定を行なった2014年4月、安倍元首相はワシントンに行き、オバマ大統領の前で、「越えられぬ山はない」という恋歌を引用して、「私はいつでもあなたのおそばに参ります」と言いました。民族主義者でなくとも日本国民の名誉と誇りに傷つけ、戦争国家への道筋をつけた総理でもありました。

岸田首相は、これも実績として「追悼」するのでしょうか。

(5) 世論の多数を占める反対の声

国葬の不当性については、下記新聞・テレビ等の様々なメディアの調査のとおり、いずれも反対の声が世論の多数を占めることから明らかです。

記

【】内は調査期間で、いずれも2022年です。

NHK【9月9日～同月11日】評価する32%・評価しない57%

朝日新聞【9月10日～同月11日】納得できる23%・納得できない64%

読売新聞【9月2日～同月4日】評価する38%・評価しない56%

JNN【9月3日～同月4日】賛成38%・反対51%

産経新聞・FNN【8月20日～同月21日】賛成40.8%・反対51.1%

毎日新聞【8月20日～同月21日】賛成30%・反対53%

時事通信【8月5日～同月8日】賛成30.5%・反対47.3%

以上

上記のとおり、国葬に関する世論調査においては、評価しない・納得できない・反対等の声が評価する・納得できる・賛成等の声を大きく上回り、世論の過半数を占めています。加えて、調査期間をふまえると世論の国葬への反対の声は日に日に高まっていることが見て取れます。

国民の声を踏まえても、国葬の実施の不当性は明らかです。

(6) 巻き起こる反対の声

更に、全国で様々な形で、本件国葬に反対する動きが加速しています。

本件監査請求と同様の住民監査請求は、既に北海道、大阪、京都、兵庫、長野、広島、沖縄の7道府県で請求されており、また、本件国葬に関する公費支出の差し止め仮処分申立てが東京、埼玉、大阪、横浜で申し立てられ、差止請求訴訟も東京、埼玉、横浜で提訴されています。本件国葬に反対する署名は短期間で40万筆を超えなお増え続けています。地方自治体の首長が本件国葬に出席しない旨の意思表示も相次いでいます。神奈川県においても、葉山町議会は本件国葬に反対する意見書を可決し鎌倉市議会は本件国葬の撤回を求める意見書を可決しました。本件国葬実施の不当性は国民多数の認めるところとなっているのです。

(7) 小括

以上に述べたとおり、安倍元首相の「実績」は、肯定的に評価することなどできないものです。仮に百歩譲って「功罪」両面があるとしても、「罪」の側面が大きく、今後起こり得るアベノミクスの破綻や格差と貧困の拡大、米軍との戦争遂行などの日本の行く末を考えたとき、いま安倍元首相を国葬にして評価することは、時期においても内容においても、全く適当でないというほかありません。

6 結論

よって、私たち請求人は、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、本件国葬に神奈川県知事及び神奈川県議会議長が出席・参列するに際して、公金を支出することの差止めの措置を求めて、住民監査請求をします。

【予備的請求】本監査請求は、2022年9月27日に実施予定の故安倍晋三国葬儀についての、公金の支出差止請求ですが、監査委員による判断が同期日を過ぎてしまい、神奈川県知事及び神奈川県議会議長が公務としてこれに出席した場合には、これに要する旅費、宿泊費、弔慰金、随行職員の出張日当等の公金支出は、違法または不当な財務会計行為がなされ、県民全体に損害を与えたものとして、その損害を補填すべく、神奈川県知事らに支出された金額の返還を請求するよう求めます。

2 請求人

- (1) 令和4年9月15日付け「請求人一覧」で提出された請求人
 - ア 氏名 (略)
 - イ 住所 (略)
 - ほか (略)
- (2) 令和4年10月11日付け「請求人一覧」で提出された請求人
 - ア 氏名 (略)
 - イ 住所 (略)
 - ほか (略)

3 請求人から提出された事実を証する書面

(原則、題名は請求人から提出された「事実証明書」のまま。)

- 資料1 2022. 7. 22 付け閣議決定
(故安倍晋三の葬儀の執行について)
- 資料2 2022. 8. 14 付け朝日新聞デジタル配信記事
国葬は「役割を終えた」もの 歴史学者が語る政府決定への大きな疑問
- 資料3 国葬令
- 資料4 宮間純一「国葬の成立—明治国家と『功臣』の死」2019 勉誠出版
- 資料5 「故元師海軍大将山本五十六国葬関係新聞記事切抜」(抜粋)
- 資料6 岸田内閣総理大臣記者会見 2022. 7. 14
- 資料7 岸田内閣総理大臣記者会見 2022. 8. 10
- 資料8 2022. 8. 31 付け毎日新聞デジタル配信記事
国葬の黙とうや弔旗掲揚「地方や教委に要望しない」岸田首相
- 資料9-1 2022. 9. 12 付けNHK NEWSWEBデジタル配信記事

- 岸田内閣「支持」40% 内閣発足後最低に「不支持」40%
- 資料9-2 2022. 9. 13 付け朝日新聞記事
岸田内閣支持最低 41%
- 資料9-3 2022. 9. 5 付け読売新聞記事
内閣支持横ばい 50%
- 資料9-4 2022. 9. 4 付けTBS NEWS DIG デジタル配信記事
【速報】安倍元総理の国葬 岸田総理の説明に「納得していない」
63%
- 資料9-5 2022. 8. 22 付け産経新聞デジタル配信記事
産経・FNN 合同世論調査 内閣支持率 54.3% 8.1 ポイント減
政権発足後初めて 6 割下回る
- 資料9-6 2022. 8. 21 付け毎日新聞デジタル配信記事
安倍氏国葬に「賛成」30%、「反対」53% 毎日新聞世論調査
- 資料9-7 2022. 8. 11 付け時事通信デジタル配信記事
安倍氏国葬「反対」47% 旧統一教会解明「必要」77%—時事世
論調査
- 資料10-1 2022. 8. 19 付け時事通信デジタル配信記事
知事出席の公費負担「違法」安倍氏国葬で監査請求—4 道府県住
民
- 資料10-2 2022. 9. 5 付け東京新聞デジタル配信記事
国葬参列に住民監査請求、広島 有志 12 人「公金支出は違憲」
- 資料10-3 2022. 9. 6 付け信濃毎日新聞デジタル配信記事
安倍氏国葬参列の公金差し止め求める 長野県への住民監査請
求 賛同追加 38 人に
- 資料10-4 2022. 9. 14 付け毎日新聞デジタル配信記事
国葬参列「公費の支出は不当」 市民団体が監査請求／沖縄
- 資料10-5 2022. 8. 19 付け読売新聞デジタル配信記事
安倍元首相の国葬差し止め求め提訴、大阪地裁... 吉村知事の公
費出席に監査請求も
- 資料10-6 2022. 9. 6 付けしんぶん赤旗デジタル配信記事
「国葬」反対署名 40 万人超
- 資料11-1 2022. 9. 13 付けYAHOO! ニュースデジタル配信記事
【安倍元首相国葬】玉城デニー沖縄県知事は欠席、吉村洋文大阪

府知事は出席…はたして武道館に6,000人集まるのか？

資料 11-2 2022. 9. 14 付けNHK NEWS WEBデジタル配信記事
川勝知事 安倍元首相の「国葬」に出席せず

資料 11-3 2022. 9. 14 付けYAHOO! ニュースデジタル配信記事
長野県知事、安倍氏の国葬欠席 噴火災害追悼式に出席のため

資料 12 2022. 9. 8 付け朝日新聞デジタル配信記事
神奈川・葉山町議会が国葬反対の意見書「弔意を国民に事実上強制」

資料 13 2022. 9. 12 付け毎日新聞デジタル配信記事
鎌倉市議会、国葬の撤回を求める意見書を賛成多数で可決

第3 請求の受理

本件監査請求は、実際に受け付けた令和4年9月15日付けをもって受理した。

第4 監査の実施

1 請求人からの証拠の提出及び陳述

(1) 証拠の提出

請求人から、令和4年10月21日に資料9-8から資料9-11までの証拠がそれぞれ提出された。

資料 9-8 2022. 10. 11 付けNHK NEWS WEB デジタル配信記事
内閣支持38%、不支持43% (NHK世論調査)

資料 9-9 2022. 10. 3 付け朝日新聞記事
岸田内閣不支持50%

資料 9-10 2022. 10. 3 付け読売新聞記事
内閣支持続落45%

資料 9-11 2022. 10. 13 付け時事通信デジタル配信記事
内閣支持続落 27%初の3割割れ、不支持 43%—時事世論調査

(2) 陳述の内容

請求人のうち、(略)氏、(略)氏、(略)氏、(略)氏、(略)氏及び(略)氏は、令和4年10月21日13時から神奈川県庁(以下「県庁」という。)新庁舎3階の第2監査室において、監査委員に対して陳述を行った。

陳述の内容は次のとおりであった(原則、発言のまま記載している。)

ア (略) 氏

(7) 1回目^注

それでは、請求人の(略)から、まずお話しさせていただきます。

まず初めにですね、先ほどお話もありましたように、9月15日付けで、住民監査請求を請求させていただきました。

ところが、私たちとしては、今回の安倍元首相の国葬儀が、憲法に違反し法律にも違反していると、かつ不当なものであるということですね、県知事及び県議会議長がこの国葬に参加するために支出する公費の差し止めを求めて監査請求を起こしたわけですが、非常に残念なことに、9月27日に国葬はそのまま施行され、かつ、県知事及び議長はそれぞれ参列されるという結果になってしまいました。誠に遺憾だというふうに考えております。

で、かつ、この国葬については、国葬開始以前に多くの国民の中で異論・反対の意見が充満し、全国10の主な世論調査の中でも反対が大きく上回っているという状況であったにもかかわらず、この国葬が強行されたということにおいても極めて不当なものだというふうに考えています。

その結果として、招待者の4割は参列せず、県知事の4名、全国のうちですね県知事4名、それから政令市長、政令市の市長1名、これは1名は我が県の相模原市長ですけれども、が参加しない。それから、全国の多くの市町村学校においても弔意を表することはしないという結果になりました。

さらにG-7諸国及び国連常任理事国の現役的首脳への参加は全くゼロということで、当初、岸田政権がこの国葬に当たって弔問外交が充実するんだということをおっしゃってたわけですが、弔問外交の、外交の内容以前に、そもそも首脳が来ないという形で、弔問外交も破綻してしまうと、そういう結果に終わったということだと思います。

さらに、今回の国葬に当たって、自民党の二階幹事長は、国葬は当たり前だと、やらなかったら馬鹿だとかですね、国葬が終わったら反対してた人もよかったと思うはずだと、日本人ならと、いうことを発言されていたわけなんですけれども、結局、国葬が終わった後、世論調査の結果どうなったかというところ、今日、資料も提出させていただきましたけれども、この国葬を実施したことを評価するという国民よりも、評価できないという国民が各世論調査で圧倒してるという状況になっています。その意味では、

国民の中で、今回の国葬について、不当であるというふうに感じた、また評価したと、ということが明らかになってるのではないかというふうに思います。

今回の住民監査請求についても、9月15日段階では22の方が請求人として請求を行ったわけですが、現10月17日段階で148の方が請求人となっていると、まさに7倍の方が既に請求人となっていられるという状況になっています。

この状況を考えたとき、私たちが今回この監査請求を出したことがまさに正当なものであったということ、ぜひ監査委員の皆さんには御承知おきいただきたいというふうに考えます。

その上で、今回の請求書に記載させていただいた請求の中身について、要旨、説明させていただきます。

まず、そもそもですね、この国葬というのは何なのかということから、お話をさせていただいております。

戦前においては、国葬令というものがあまして、国葬令というのはですね、結局、勅令ですが、天皇の勅令に基づいてですね、勅書の形式をもって、国家に偉功のある人、つまり国家に貢献した人についての葬儀は、天皇の思し召しをもって、天皇の命令によって内閣の主導で実施するという形を規定していたのが国葬令でありました。

皇族以外の方で実際に国葬になったのは、一番初め平民としてですね、平民出身で国葬となったのが、山本 五十六海軍大将だったわけですが、この山本 五十六海軍大将が国葬になった理由というのは、結局のところ、戦争をより遂行していく、第二次大戦で既に日本は劣勢に立たされていたわけですが、その劣勢を、国民の意識を動員して立て直す、そのためにこの国葬が利用されていたと。

このような形での国葬の利用、もっと言ってしまえば、天皇に仕えた、そして貢献のあった人達だけを国葬する、こうしたものが国葬だったんだろうと思います。

その国葬令は、その結果として当然ですが、1947年日本国憲法施行の際に、現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律によって失効しております。

つまり、この段階で失効したその理由は、まさに日本国憲法の基本原理と両立しないものであったと、国葬というものの自体が、ということで、国

葬は、失効したと、同時に、地方公共団体においても、46年の11月に内務文部の次官通達によって、全ての行政が主導して行う宗教性を伴う慰霊行為を行うことは政教分離の観点から全面的に禁止ということになり、その意味では、県を初めとしてですね、地方公共団体も、このような国葬に参加する、あるいは、自ら行うということとはできないという形になっています。

その意味では、戦後、今日に至るまでですね、法律的な根拠そのものがもう失われてしまっていると。戦後の国葬において唯一、法律的根拠があるのは、日本国憲法の中で、平等原則の例外となっている象徴天皇制のもとでの天皇、天皇については、昭和天皇に対する大喪の礼を思い起こしていただければ分かるわけですが、要するに皇室典範上の法的根拠があります。

しかし、それ以外には根拠がない。だからこそ、その後、吉田茂元首相を例外として、その後一貫として、内閣・自由民主党合同葬という形で、あのノーベル平和賞を受賞した佐藤栄作氏をはじめとして、国葬ということは行われなかったというのが今日までの経過であります。

今回、岸田首相が、安倍元首相が亡くなられた後にですね、閣議決定をしたと、これはまさにですね、今言ったように法律の根拠がないにもかかわらず、国会にも諮らず法律も作らず、国葬を強行するという形で、その意味では、憲法秩序に真っ向から反する、そのような内容だったと言わざるを得ないというふうに考えています。

どのような点において憲法に違反しているのかという点について、この後、(略)の方から意見陳述させていただきます。

注 「ア (略)氏」は、後記「イ (略)氏」の陳述後に再び陳述を行った。

(1) 2回目

再度、請求人の(略)から、請求書で言いますと10頁目の、本件国葬の違法性という点について意見を述べさせていただきます。

初めに、先ほど申し上げたように、まさに今回の国葬が違法であるという点についてお話しするということになります。

今回の国葬はですね、内閣総理大臣が実行委員長であって実務機関が内閣府に置くというものですから、葬儀自体が、国葬自体が国の行政活動の一つであるということは、これはもう疑いのないところであります。

この点、大日本帝国憲法下ではですね、国家権力の全ては、その統帥していたのが天皇であったということで行政権というものの自体は、ある意味法に優先するアプリアリなものだったと、アプリアリに法に優先するものだというふうに考えられていたのに対して、日本国憲法においては、憲法によって行政権が創設される。御存知のとおりのところでありましてけれども。

その点から言って、要するに行政という営みの本質というのは、憲法 73 条で述べられている法律を誠実に執行するという点にあるということでもあります。

ですから、この行政権を発動するためには、その法律を執行するための機関を作る根拠となる行政組織法、それから具体的に行政活動を営む際の手続や要件活動の内容や効果に関する行政作用法、この二つがどうしても必要になってくると。

行政組織法が今で言えばハードウェアであり、行政作用法がソフトウェアという形になります。

この両方が揃って初めて法律による行政ということが出来る。逆に言うと、これがなければ、いずれかを欠くのであれば、行政権は法律による授權なしに、私人の権利義務に影響を与える、そういう決定をしてはならないということでもあります。

こういう形で行政が法律に基づかなければならないという法律に基づく行政の原理、まさに人による行政から、法律による行政というのが戦後憲法への転換でありました。

その点で言うと、先ほど言ったように、国葬令が失効した段階で、まさに法律に基づく行政ではなくなったんじゃないかということをお私たちが申し上げているところでもあります。

これに対して、今般の国葬に当たり、岸田政権は内閣設置法に基づいて、内閣府の所管、所掌事項として、国の儀式が挙げられているということをもって内閣設置法があるから、だから、法律の根拠はあるんだということをおっしゃっているわけです。

しかし、この説明というのは詭弁だと思います。

内閣設置法というのは、まさに、先ほど申し上げたところのハードウェアであって、内閣がそのことはできますよ、儀式はできますよと言ったところでその儀式の中身、どういう中身のものが出来るのか、そして、どう

いう手続でできるのか、その活動の具体的な効果がどうなのか、そのようなことを一切規定していないものであります。

つまり、ハードウェアとしての内閣設置法はありますが、国葬を実施するためのソフトウェアはないんだということなんですね。その意味では、まさに岸田政権の挙げられている内閣府設置法があるというのは詭弁だと、その意味で今回の国葬儀は何らの法的根拠のないものだと言わざるを得ないと思います。

同時に、地方自治体、地方公共団体が、公費を支出する今回の国葬についてですね、その点についても同じように法的根拠がないと考えています。

地方自治法2条2項では、法律又はこれに基づく政令により処理するものだというので、地方自治体の事務については規定されています。

これは、住民自治と団体自治を地方自治の本旨とする憲法92条に基づく基本的な規定であります。

つまり、地方自治の地方自治、公共団体の事務といえるためにはまず法律により処理されるということが必要だということです。

その点、今回の国葬に出席するということについて、これを根拠づける法律は全くありません。同じく政令も存在しません。

その意味では、今回、公費が支出されたのは一体何に基づくのか。

その点、まさに法律に基づかないものであり、その意味では、まさに地方公共団体の事務に該当するとは言えないだろうというふうに考えています。

まさに、今回の国葬に県知事及び県議会議長が出席された、そのことのために、公費が支出されたことは、違法な行為であると言わざるをえないというふうに考えております。

この後、住民監査請求ですよ、仮に百歩譲ってですね、憲法違反、あるいは、違法という点が認められないとしても、この支出自体が不当であるということについて、縷々請求人から意見を述べさせていただきたいと思っております。

イ (略) 氏

続きまして、請求人の(略)から意見陳述いたします。

まずですね、今回意見陳述においては請求書をお出ししていますので、それに基づいて述べたいと思っております、先ほど(略)が述べていたところを見たところ、作山委員がですね、しっかり中身を見ていただいたというところ大変ありがたいと思っておりますので、ぜひ他の委員さんもお願ひします。

5頁目以降ですね、私の方から本件国葬の違憲性について、憲法違反であるというところについて意見陳述したいと思っております。

今回のですね、国葬について、様々な違憲性がありますが、まず大前提として、憲法13条に反するということを書いております。

まず、御存知のとおり憲法13条は、すべて国民は個人として尊重されるというところで、個人主義を規定しております、私たちの社会は、まず何よりも、一人一人が等しく尊重される個人として尊重されるというところを大前提としております。

これを個人主義と呼んでいるわけですが、今回の国葬これに反するというところで主張しております。

続いて、憲法14条違反、6頁目以降ですね、というところでは。

まず、憲法14条は、個人の平等、個人間の平等を定めております。

今回の安倍氏に対する国葬儀というものは、日本国として、安倍さんを特別扱いしている。他の国民と比べて、安倍さんのみを国葬する、葬儀を行うというところで特別扱いしている。国費において葬儀をするというところですね。

当然のことながら、我々請求人も、委員さんも、この場にいる方々、皆さん、将来ですね、亡くなった場合に国が葬儀をしてくれる、国葬をしてくれる、そんなことはあるんでしょうかね。ないと思いますけれども。

なので、どうしてこの安倍さんだけが、今回国葬の対象になるのか。納得いく説明は政府からなされていません。

様々な理由は言われています。憲政史上最長であるとか、今回凶弾に倒れたとか、言われていますけれども、他方で、後から、様々な方も述べられますけれども、政治の私物化追求、政権運営に対する否定的評価、たくさん出されているところではあります。

安倍さん、首相の座こそ降りていますが、結局はその後も現職の国会

議員というところで、この否定的評価というところについては全く説明をされることもなく、釈明されることもなく、根強く続いているというところ です。

そういった中で、国家として、そういった安倍さんのみを特別に取り扱って葬儀をするというところは、特別扱いが過ぎて、個人の平等というところからも大いに反するというところで憲法 14 条違反として述べております。

続いて 7 頁目以降で、憲法 19 条違反について述べております。

まず、憲法 19 条は思想良心の自由を定めております。

これに対し、岸田首相は、本年 7 月 14 日の記者会見で、本件国葬によって安倍氏を追悼するとともに、暴力に屈せず民主主義を断固として守り抜くという決意を示す、活力に溢れた日本を受け継ぎ未来を切り開いていくという気持ちを示すとしています。また、同じく本年 8 月 10 日の記者会見においては、国葬について故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式であるというふうに説明しております。この点、資料 7 以降に掲載しております。

で、ここで言うところの国葬という形式の実際の意味は、国を挙げて故人を追悼して、一定の決意や気持ちを示すということにほかなりません。

ですので、弔旗の掲揚ですとか、黙とうの要請というところは官民間わらず行われ、実際にまた、マスコミにおいてもテレビ等、ラジオ等を含めて本件国葬に関する報道を続けておりました。

他方で、先ほどもお伝えしたとおり、憲法 19 条、思想良心の自由というところがありますが、故人に対して、亡くなった方に対して、追悼の念を抱くかどうかというところは、本来極めて個人的な内心の範囲で行われるべき出来事です。

そして、特に、先ほど述べました安倍さんに対する否定的評価、大きいところではありますけども、そういった方に対してですね、追悼の念を抱かせるというところは、個人の歴史観、もしくは世界観、政治信条に深く関わる行為と言わざるを得ません。

そして、国葬というものは、そういった個人がですね、追悼の念を抱くかどうかという個人的な話を、本来弔意・敬意を持たない人にも対して、国中の人々に対して、全員に対して、強く追悼を求めるという意味を持つわけですから、個人の思想良心の自由を大きく反する、大きく侵害するというふうに言わざるを得ません。その点で憲法 19 条に違反するというふうに主張しております。

また、これと関連して憲法 20 条、89 条の違反についても記載しております。

まず、憲法 20 条 1 項前段は信教の自由を定めております。

信教の自由、どのような信教、宗教を信じるかという話ですね、これは誰に対しても保障されるというところが 20 条 1 項前段、かつ、信じるのみならず様々な行為というところも宗教的な意味を持ちますから、同条 2 項というものは、何人も宗教上の行為を強制されない、この行為というのは本件国葬に参加というところも含みます。

またですね、こういった信教の自由というところをしっかりと守るために、日本国憲法 20 条 1 項後段、3 項、そして 89 条というところで政教分離原則を定めております。

政教分離原則によって国と宗教が結びつかないように、禁止しているものです。これは、もともと戦前において宗教と国家が結びついて悲惨な結果を招いたというところの反省から成り立っているものであって、大変重要な規定ではあります。

先ほども述べましたけども、今回の国葬については、安倍さんに対して哀悼や追悼の意を表すために行われるというふうに見ざるを得ません。

本件国葬を決めた本年の 7 月 22 日閣議後の記者会見で、松野官房長官は、無宗教で行いますよと、葬儀について無宗教で行いますと、無宗教形式で行いますというふうに述べておりますけれども、しかしながら、形式的に無宗教というふうに行われたからといっても、既存の宗教団体の方式を踏襲しない、例えば仏教であるとか、例えばキリスト教であるとか、というところの既存の宗教団体の方式を踏襲しないというだけで、そもそも葬儀を行う、誰かに対する哀悼の意を表するというところを葬儀自体が宗教的な意味を持たざるを得ないというところは変わりありません。

特定の宗教でないというだけであって、宗教的な意味合いは変わらないということです。

日本国憲法 20 条 3 項は、国やその機関が宗教的な活動を行うことを禁止しています。

したがって、本件国葬、国が主催してありまして、国が主催してこれを執行して、さらに、本件問題にしてありますけども、地方公共団体の知事等がこれに参列する。そして、これだけ公金を支出する。これは憲法 20 条 3 項に反するものである。政教分離原則に反するものであって許されないという

ふうに述べております。

最後に、憲法 21 条違反、9 頁の一番末尾以降ですね、述べております。御存知のとおり憲法 21 条、表現の自由、定めております。

先ほども、記者会見で述べられた話によると、本件国葬については、故人に対する敬意と弔意を国全体として表す儀式であるというふうに書いており、国全体として弔意を表す以上は国家意思として、弔意を表すというところを要請しているというふうに見ざるを得ません。

国葬が故人に対して敬意と弔意を国全体として表す儀式であるならば、この国葬の会場になった日本武道館に留まらず、国全体に対して弔意の表明が行き渡る、そういった必要があるはずです。

岸田首相は、要請はしないと言いながらも、本件国葬がそういった敬意と弔意を国全体として表す儀式であるふうに完成するためには、そういった安倍氏に対する敬意、弔意、これを表明することの有形無形の形式が定まらず、そういった圧力が生じるものと考えざるを得ません。

他方で、先ほども述べましたけども、憲法 21 条、表現の自由というのは何を表現するかということ、個人の自由としているものですが、裏返すと、何を表現しないか、これも表現の自由に含まれるべきです。

ですので、国葬の実施に際して、先ほど述べた、敬意と弔意を国全体として表すための事実上の要請が官民間問わず行われて、様々な有形無形の圧力が加えられ、要は、弔意を表現しない自由というところを侵害しているというのが、この憲法 21 条に反しているという話で述べているところです。

本件国葬の違憲性については、先ほど述べたところで、私からは以上です。

ウ (略) 氏

監査請求人の (略) でございます。

安倍元首相の実績を国民として評価できないので、国葬には反対でございました。

そして、その国葬に県知事や県議会議長などが公費を使って参加されるのも反対でした。その理由を申し述べます。

安倍元首相の実績を評価できない理由は 3 点です。

1 点目は、アベノミクスによる物価高と賃金の伸び悩みが生活を直撃しています。

年金も下げられ、年金生活者も大変です。30 年近く上がらない賃金では、

現在の物価高騰をカバーできていません。アベノミクスの柱と言われた金融緩和は、円安を助長し、さらに物価を押し上げています。

一方で、賃金が上がらないのに大企業の内部留保が 500 兆円に迫っています。

財務省が 9 月の 1 日に発表した法人企業統計によると、大企業の内部留保は、2021 年度末で 484.3 兆円となり、昨年度末と比べ 17.5 兆円も増えています。

こうした経済政策を、アベノミクスで推し進めた安倍元首相を、国民として評価することはできません。

2 点目は、森・加計・桜問題の、国民の疑問が解決をしていません。

第 2 次安倍政権では、森友学園を巡る公文書改ざんや加計学園問題、桜を見る会問題など負の側面が、その真相が未だに解明されていません。

また、安倍元首相の後援会が桜を見る会前日に主催した夕食会を巡り、首相在任中に国会質疑の中で行った虚偽答弁が 118 回に上るとする衆議院調査局による調査結果も出ています。

疑惑が発覚した 2019 年 11 月から退任をされた 2020 年 9 月までの間、衆参両院の本会議や予算委員会で、118 回もの虚偽答弁をされている方を、国民として評価することはできません。

3 点目は、国会審議もしないで国葬儀を内閣で決めても良いのかということでもあります。

国民の代表である国会議員が国葬を行う根拠の議論をしないで内閣で決めてもいいのでしょうか。国民の代表である国会議員の皆様方が国会で十分な審議を尽くすべきだったというふうに考えています。

こうしたことから、国葬儀に県知事、県議会議長などが公金を使って参加することについてですが、国葬儀に参加するための旅費、日当は私たち県民の税金から支出されている公金です。

国民が認めない安倍元首相の国葬儀に、私たち県民の税金を使って参加するのはやめていただきたいというふうに思って、住民監査請求をいたしました。

以上でございます。

エ (略) 氏

本日は貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、(略)市在住の(略)と申します。

日本国民救援会(略)の立場から意見を申し上げます。

日本国民救援会は、1928年に創立されました。戦前、戦争反対・主権在民などの声を上げた人々が治安維持法や特高警察による激しい弾圧の犠牲になり、その救援活動を行ってきました。

戦後は、日本国憲法と世界人権宣言を羅針盤に弾圧・冤罪、国や企業の不正などによる人権侵害に対して、裁判を戦う人々を支援しています。

国葬は、国民の税金を拠出して、特定の故人の葬儀を実施するものです。

私も納税者として、税金の使い方には大きな関心を寄せています。

安倍元首相は、秘密保護法、盗聴法、共謀罪などの治安立法や戦争法の強行成立、アベノミクスによる格差拡大と今の物価高騰に繋がる経済政策、消費税の二度にわたる増税を強行し、憲法も暮らしも破壊してきた、そういう人物だと思っています。

そのような安倍元首相に対して国葬を実施したことに、断固として抗議をします。

私も何度かお葬式に参加したことがありました。生前に様々な社会変革運動に奮闘され、国民救援会の(略)や(略)を担われた方々、そういった方々のお葬式にも参加しました。生前の御活躍に心より感謝を込めて、香典を用意し、焼香もあげました。

安倍氏の国葬は、全く感謝の気持ちのない人物に対して、税金の名のもとに、香典を強制し、弔意を強制するものです。私は、本当にお世話になった人にだけに、香典も弔意も表したいです。

冤罪事件に巻き込まれ、無実なのに死刑を執行されたり、獄中で亡くなられた方々もいます。国家権力の過ちによって命を奪われた人がなお犯罪者扱いされ続けている。その無念さを思うとやりきれない気持ちになります。

一方、安倍氏は、森友・加計・桜を見る会疑惑など刑事罰も科される公職選挙法違反の疑いが残されています。

なぜ、無実の罪に苦しめられた人々が救われず、疑惑にまみれた安倍氏が賛美されるのでしょうか。

冤罪を生み出す原因となっている刑事司法の不備、冤罪を救済するための再審法の不備など改善しなければならない課題がまだまだあります。これら

の解決のためにこそ税金を使っていたいただきたいと思います。

最後に、改めて安倍氏の国葬強行に断固として抗議の意思を申し上げます。
御清聴いただきありがとうございます。以上で終わります。

オ (略) 氏

(略) と申します。

私は、黒岩知事や県議会議長が公費を使って憲法違反の安倍元首相の国葬に出席したことに異議を申し立てます。

政府が閣議決定した安倍元首相の国葬は、法的根拠が明確ではなく、国会審議もないまま全額国庫負担で実施しました。

私たちが物価高騰やコロナで明日の暮らしが見えないほど苦しんでいる、その時に、私たちの税金を使って国葬をやるべきことなのでしょうか。

私は、安倍元首相が長い在任中にしたことは、憲法違反の安保法制強行をはじめ、立憲主義の破壊、そして大軍拡、9条改憲への暴走、教育基本法の改悪、アベノミクスによる格差と貧困の拡大、森友・加計・桜を見る会など数々の嘘と改ざんの国政私物化、ジェンダー平等の敵視など、アメリカと財界、極右勢力の言いなりに多くの苦難を強いたと思っています。

その安倍氏の国葬は、安倍政治を国家が礼賛することになります。そのことは到底賛同できません。

しかも、大問題となっている反社会的カルト集団の旧統一協会と自民党議員らの関係で、安倍氏は協会と最も癒着して、そして日本の政治を歪めた張本人だと思っています。

このような人を国葬によって無罪放免にすることなど認められません。

私が所属する新日本婦人の会は、会の目的の一つに憲法改悪に反対するとして、素晴らしい憲法を遵守するよう運動してきました。

国葬の強行は憲法違反と、毎日のように、署名行動、宣伝行動を行ってきました。知事にも、国葬に公費を使って出席しないで欲しいと要請行動もしました。

シール投票をしていると、「国葬反対」に貼っていく人が日を追うごとに増えていきました。

反対署名が全国で26万も集まったことは、反対の声が大きいからです。

国民の中で大きく評価の分かれる安倍氏の政治を美化し、個人への賛美を国民に強要したことは、各界から疑念と批判が上がっています。

6割の国民が反対しています。そして、それを強行した岸田政権の支持率が内閣発足以来最低となっています。

このような国葬に、県知事が公的立場で私たちの税金を使って出席したことに異議を申し立てます。

また、知事は、庁舎に半旗の掲揚を強行したことは、役所職員や私たち県民に弔意を押し付けたことと同じだと思います。

そもそも、弔意は内心の自由に関わる問題で、弔意の強制は憲法 19 条の思想信条の自由の保障に反し、個人の内省を強制することにほかならず、許されるものではありません。

さらに、すべて公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないとした憲法 15 条にも反するものだと思います。

また、旧統一協会と政治家との癒着に国民の批判が広がっています。

県知事として、旧統一協会と議員との関係を全て明らかにすることこそ、今やるべきことだと思います。

以上、陳述を終わります。

カ (略) 氏

(略) です。ちょっと喉の調子が悪いので聞きにくいと思いますが、勘弁していただきたいと思います。

私は安倍元首相の国葬に反対です。

弁護士さんが述べられたとおり、国葬は違憲・違法な行為であり、地方公共団体が参加し、公費を支出するのも違憲・違法な支出です。監査委員の皆さんは、違憲・違法な公費の支出を防止してください。

納税者として、今般の県知事らが国葬に公費で参加したことには反対であり、公費の支出をしないよう求めます。

私は年金生活者です。安倍元首相の下で、年金の減額で収入を減らされ、二度にわたる消費税の増税で生活が苦しめられました。

また、私は2つの持病を持っています。医療費の負担増で、さらに生活を切り詰めることを余儀なくされています。

安倍元首相からは、苦しめられることはあっても、何の恩恵も受けていません。鬼のような首相だと思っています。

安倍元首相が凶弾に倒れたことは許されない行為であり、理由は何であれ、暴力や凶行に訴える行為には断固抗議します。

同時に、安倍元首相の葬儀を国葬として強行したことに怒りを持っています。

安倍元首相は、私たち国民の生活を苦しめただけでなく、戦後最悪の政権だと思っています。その中身は、他の請求人が縷々述べたとおりですので、言いたいことはいっぱいありますけれども省略します。

こんな安倍元首相をどうして礼賛することができるのでしょうか。国民の6割が国葬に反対しているのは、私と同じように思っているからだと思います。

民意に背き、憲法を無視し、民主的手続もなしに強行した国葬に、県として参加し、地方税から支出するのは主権者・納税者として許せません。

国葬が強行されましたが、違憲・違法の行為であることは揺るぎません。国葬に参加するなどの公費支出も違憲・違法です。監査委員の皆様には、公費の支出を差し止めていただくよう強く求めます。

以上で終わります。

2 監査対象事項の特定

請求人は、神奈川県（以下「県」という。）の行為について以下のとおり主張していると認められる。

令和4年9月27日に挙行される「故安倍晋三国葬儀」（以下「本件国葬」という。）は違憲・違法なものであり、本件国葬に神奈川県知事（以下「知事」という。）及び神奈川県議会議長（以下「議長」という。）が出席したり、公金を支出したりすることは、地方公共団体の「事務」には該当しないというべきであり、法第2条第2項に違反する違法な行為であることは明らかである。

よって、本件国葬に知事及び議長が公務として出席・参列した場合には、これに要する旅費、宿泊費、弔慰金、随行職員の出張日当等の公金（以下「本件公金」という。）を支出することは、違法又は不当な財務会計行為であり、県民全体に損害を与えたものとして、その損害を補填すべく、知事らに支出された金額の返金を請求するよう求める。

したがって、上記を踏まえて、本件公金の支出（当該支出がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。以下同じ。）がなされたか否か、本件公金の支出がなされた場合、当該支出が法第242条第1項に規定されている違法又は不当な公金の支出に該当するか否かを監査対象事項とした。

なお、請求人は、本件監査請求において、本件公金の支出の差止めの措置を求めるとともに、本件国葬に知事及び議長が公務として出席した場合には、知事らに支出された金額の返金を求める予備的請求を行っているが、本件監査請求に係る判断の際には、既に本件国葬が実施されていたことを踏まえ、請求人の主張を前記のように整理している。また、請求人は、本件公金の支出の差止めに係る勧告手続が終了するまでの間、法第242条第4項に基づき、当該行為を暫定的に停止すべきことを知事に勧告するよう併せて求めている。

3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、県において知事の秘書業務等を所管する政策局知事室（以下「知事室」という。）及び神奈川県議会（以下「県議会」という。）において議長の秘書業務等を所管する議会局総務課を選定した。

そして、上記の2所属について県庁新庁舎3階第2監査室において職員調査を実施し、知事室については、令和4年10月7日10時から、本件国葬に係る知事の参列の経緯、本件国葬に知事が参列することに係る公金の支出の有無等を、議会局総務課については、同月12日10時から、本件国葬に係る議長の参列の経緯、本件国葬に議長が参列することに係る公金の支出の有無等をそれぞれ聴取した。なお、職員調査後も、必要に応じて、電話等で追加聴取を行った。

知事室及び議会局総務課の主張の要旨は、次のとおりであった。

(1) 知事室

ア 本件国葬に係る知事への参列の案内について

本件国葬に係る知事への案内は次表のとおりである。

月	日	内容
8	17	全国知事会から各都道府県宛てに「本件国葬の参列者の推薦依頼が総務省を通じてあり、全都道府県知事を参列者として推薦した」との情報提供があった。
	23	全国知事会総務部長から各都道府県全国知事会担当課長宛てに、本件国葬の参列について、「令和4年9月5日までにメールで回答いただきたい」「代理出席は認められない」との通知があった。また、「案内状の到着後では締切りまで期間が短くなる事が予想されるため、全国知事会が早めに照会を行うもの」との説明があった。
9	2	知事へ参列の意向の有無を確認の上、県から全国知事会宛てに知事が参列予定である旨の回答を行った。
	5	知事は、定例記者会見において、「案内状が届いたら、公務の都合がつけば本件国葬に参列したい」との意向を発表した。
	9	本件国葬に係る国葬儀委員長である内閣総理大臣から知事宛ての案内状が東京事務所に送付され、受理した。

イ 本件国葬に知事が参列を決定した理由について

国が閣議で国葬儀を行うことを決定したことを受け、民主主義の根幹である選挙の街頭演説中に銃撃されるという極めて重大な事件でお亡くなりになった元首相に哀悼の意を表するため、本件国葬に参列することを決定した（総務局総務室に確認済）。

ウ 本件国葬に知事が参列することの回答について

令和4年9月9日に、全国知事会から各都道府県宛てに本件国葬の参列等について、「令和4年9月14日までにメールで回答いただきたい」「併せて緊急連絡先を確認したい」との照会があった。

その後、同月13日に本件国葬への知事の参列に関するスケジュールを確定した。なお、知事の参列については事前照会と変更ないため、緊急連絡先のみ回答した。

エ 本件国葬に係る知事の参列に伴う随員等について

知事室A職員（以下「A職員」という。）が知事に随員した。また、知事及びA職員の移動に当たり、知事室B職員（以下「B職員」という。）が県公用車の運転手を担い、当該公用車に係る運転日報を作成の上、車両管理者へ報告を行った。

オ 本件国葬当日の知事等の主な日程について

本件国葬当日の知事等の主な日程については次表のとおりである。

時刻(頃)	内容
07:00	A職員が県庁から都道府県会館(千代田区平河町)に向け、県公用車で出発した。
08:10	A職員が県公用車で都道府県会館に到着した。
08:40	知事とA職員が、都道府県会館からホテルニューオータニ(千代田区紀尾井町)に向け、県公用車で出発した。
08:45	知事とA職員がホテルニューオータニに到着した。
09:00	知事がホテルニューオータニにおいてグエン・スアン・フックベトナム社会主義共和国国家主席と面会した。
09:27	知事とA職員がホテルニューオータニから都道府県会館内にある県東京事務所(千代田区平河町)に向け、県公用車で出発した。
09:30	知事とA職員が県東京事務所に到着した。
10:30	知事が県東京事務所において昼食をとった後、都道府県会館内において本件国葬の受付を行った。
11:10	知事が本件国葬の会場である日本武道館(千代田区北の丸公園)へ向け、国が用意した送迎バスで出発した。
14:00	知事が本件国葬に参列した。
17:25	知事が日本武道館から都道府県会館に向け、国が用意した送迎バスで出発した。
17:42	知事が都道府県会館に到着した。
18:12	別の用務のため、知事とA職員が県公用車で都道府県会館を出発した。

カ 本件国葬に係る知事の参列に伴う本件公金の支出状況について

本件国葬に係る知事の参列に伴う本件公金の支出状況は次表のとおりである。

種類		内容	金額
本 件 公 金	旅費	鉄道賃	0 円
		車賃	
		出張日当	
		宿泊費	
		旅行雑費	
	弔慰金	弔慰金の支出はない。	
	時間外勤務手当	<p>本件国葬に係る時間外勤務を行った 17 時 15 分から 42 分までの間について、A 職員及び B 職員それぞれに対し、時間外勤務手当 1,733 円及び 1,614 円を令和 4 年 10 月 17 日に支出している。</p> <p>なお、A 職員及び B 職員は、8 時 30 分以前及び 17 時 42 分以降にも時間外勤務を行っているが、これらは本件国葬参列に伴うものではないため、当該時間外勤務手当の支出は本件公金に該当しない。</p>	3,347 円

有料道路通行料	県庁から都道府県会館までの往復に係る県公用車の有料道路通行料 2,600 円を（節）使用料及び賃借料として令和 4 年 11 月 11 日に支出しているが、これらは本件国葬参列に伴うものではないため、本件公金に該当しない。	0 円
ガソリン代 ^注	県庁から都道府県会館までの往復に係る県公用車のガソリン代に係る支出相当額は 1,977 円であるが、これらは本件国葬参列に伴うものではないため、本件公金に該当しない。	0 円
本件公金の合計		3,347 円

注 平均燃費、走行した距離及びガソリン単価を基に算出しており、小数点以下は切捨てている。

キ 本件監査請求に対する見解について

(7) 請求書に掲げる「本件国葬に関して地方公共団体が公費を支出することの違法性について」との請求人の主張に対する見解について

本件国葬は、閣議決定に基づき実施されるものであり、内閣総理大臣名で知事に案内があったことから、明らかに国の公式行事であると考ええる。この場合、知事の参列は、社会通念上相当と認められる社交儀礼上の行為と考えられることから違法性はないと考える。

また、知事の本件国葬への参列に伴い、A職員及びB職員の時間外勤務手当の費用が生じているが、これらは国の公式行事に参列するため必要と認められる額の範囲内であり、違法性はないと考える（総務局総務室に確認済）。

(4) 請求書に掲げる「本件国葬に関して地方公共団体が公費を支出することの不当性について」との請求人の主張に対する見解について

本件国葬が国において閣議決定され、内閣総理大臣名で知事に案内があったことを踏まえれば、知事が公務により参列することとした判断について裁量の範囲を逸脱しているとは言えず、公費支出の不当性はないと考える（総務局総務室に確認済）。

(2) 議会局総務課

ア 本件国葬に係る議長への参列の案内について

令和4年8月17日に、全国都道府県議会議長会（以下「全議」という。）から、議会局政策調査課に、「9月27日（火）故安倍晋三元総理国葬儀に係る御連絡（その1）【都道府県議長会】」という件名のメールが送付され、全都道府県議会議長が参列対象となるとの連絡があった。

その後、同年9月12日に、本件国葬儀委員長である内閣総理大臣から議長宛ての本件国葬に係る案内状を受理した。

イ 本件国葬に議長が参列を決定した理由について

国が閣議で本件国葬を挙行することを決定したことを受け、民主主義の根幹である選挙の街頭演説中に銃撃されるという極めて重大な事件でお亡くなりになった元首相に哀悼の意を表するため、本件国葬に参列することを決定した。

ウ 本件国葬に議長が参列することの回答について

令和4年8月17日に、議会局総務課は、議長の意向を確認の上、議長の参列及び職員1名が随行することを全議に対してメールで回答した。

エ 本件国葬に係る議長の参列に伴う随員等について

議会局総務課C職員（以下「C職員」という。）が議長に随行した。また、議長及びC職員の移動に当たり、議会局総務課D職員（以下「D職員」という。）が県公用車の運転員を担い、当該公用車に係る運転日報を作成の上、車両管理者へ報告を行った。

オ 本件国葬当日の議長等の主な日程について

本件国葬当日の議長等の主な日程については次表のとおりである。

時刻(頃)	内容
08:45	県庁(横浜市中区日本大通)から議長事務所へ向け、県公用車が出発した。 ^注
09:20	県公用車が議長事務所(横浜市都筑区中川中央)に到着した。
09:30	議長と、自宅から議長事務所まで鉄道を用いて赴いたC職員が、県公用車で議長事務所から都道府県会館に向けて出発した。
10:15	議長とC職員が都道府県会館に到着した。
10:20	議長が都道府県会館において軽食をとった後、同地において本件国葬に係る受付を行った。
11:40	議長が本件国葬の会場である日本武道館へ向け、国が用意した送迎バスで出発した。
14:00	議長が本件国葬に参列した。
17:20	議長が日本武道館から都道府県会館に向け、国が用意した送迎バスで出発した。
17:40	議長が都道府県会館に到着した。
17:45	議長とC職員が県公用車で都道府県会館を出発した。
20:15	議長とC職員が議長事務所に着した。その後、C職員は自宅へ向け、鉄道で帰宅した。
21:00	県公用車が県庁に到着した。 ^注

注 D職員による運転であり、他の乗員はいなかった。

カ 本件国葬に係る議長の参列に伴う本件公金の支出状況について

本件国葬に係る議長の参列に伴う本件公金の支出状況は次表のとおりである。

種類		内容	金額	
本 件 公 金	旅 費 ^{注(1)}	鉄道賃	C職員の自宅から議長事務所までの往復の鉄道賃 1,236 円を令和4年11月4日に支出している。議長及びD職員は、終日、県公用車利用による移動であったため、鉄道賃の支出はない。	1,236 円
		車賃	都道府県会館及び日本武道館の往復に係る送迎バス代は国が負担したため、車賃の支出はない。	0 円
		出張日当	国内出張であったため、出張日当の支出はない。	
		宿泊費	宿泊していないため、宿泊費の支出はない。	
		旅行雑費	議長は公用携帯を使用していないため、旅行雑費 120 円を令和4年10月11日に支出している。C職員及びD職員は公用携帯を使用していたため、旅行雑費の支出はない。	120 円
		弔慰金	弔慰金の支出はない。	0 円
		時間外勤務手当	C職員については17時15分から20時15分までの間、D職員については17時15分から21時までの間について、時間外勤務手当 10,857 円及び 13,382 円を今後支出する。	24,239 円
		有料道路通行料	県庁から都道府県会館までの往復に係る県公用車の有料道路通行料 2,880 円を、今後、(節)使用料及び賃借料として支出する。	2,880 円
		ガソリン代 ^{注(2)}	県庁から都道府県会館までの往復に係	2,842 円

	る県公用車のガソリン代に係る支出相当額は2,842円である。	
本件公金の合計		31,317円

注(1) 議長、副議長及び議員並びに職員が公務のために旅行したときは、「県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年神奈川県条例第41号）、「職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例（昭和31年神奈川県条例第26号）」により、旅費（旅行雑費を含む。）の支給を受ける。

注(2) 平均燃費、走行した距離及びガソリン単価を基に算出しており、小数点以下は切捨てている。

キ 本件監査請求に対する見解について

(7) 請求書に掲げる「本件国葬に関して地方公共団体が公費を支出することの違法性について」との請求人の主張に対する見解について

本件国葬は、閣議決定に基づき実施されるものであり、内閣総理大臣名で議長に案内があったことから、明らかに国の公式行事であると考え。この場合、議長の参列は、社会通念上相当と認められる社交儀礼上の行為と考えられることから違法性はないと考える。

また、議長の本件国葬への参列に伴い、C職員及びD職員の時間外勤務手当等の費用が生じているが、これらは議長の公務として国の公式行事に参列するため必要と認められる額の範囲内であり、違法性はないと考える。

(4) 請求書に掲げる「本件国葬に関して地方公共団体が公費を支出することの不当性について」との請求人の主張に対する見解について

本件国葬が国において閣議決定され、内閣総理大臣名で議長に案内があったことを踏まえれば、議長が公務により参列することとした判断について裁量の範囲を逸脱しているとは言えず、公金支出の不当性はないと考える。

第5 監査の結果

1 認定した事実

職員調査による知事室及び議会局総務課からの説明等を踏まえ、認定した事実は次のとおりである。

(1) 本件国葬の実施について

本件国葬については、令和4年7月22日に閣議決定され、同年9月27日に日本武道館において執り行われた。

本件国葬について、岸田内閣総理大臣は、令和4年9月8日の衆議院議院運営委員会での質疑において、「安倍元総理の国葬儀については内閣府設置法及び閣議決定を根拠として執り行うこととしている」「国の儀式を行うことは立法権にも司法権にも属さず行政権の範囲に含まれていると考えられ、このことは内閣府設置法第四条三項で明らかになっている」「行政権に含まれるものであるとしたならば閣議決定を根拠に行うことが求められるということで、閣議決定を行い、決定をした」などと答弁している。

(2) 本件国葬への知事及び議長の参列並びに職員の随行について

「第4 監査の実施 3 監査対象箇所への調査 (1) 知事室 (アからオまで)」「第4 監査の実施 3 監査対象箇所への調査 (2) 議会局総務課 (アからオまで)」のとおり。なお、国は、本件国葬の挙行に先立って、「故 安倍晋三 国葬儀委員長 内閣総理大臣 岸田 文雄」を発信者とし、「神奈川県知事 黒岩 祐治」及び「神奈川県議会議長 しきだ 博昭」を受信者として本件国葬に係る案内状を送付した。

そして、令和4年9月27日、日本武道館（千代田区北の丸公園）において、内閣総理大臣を葬儀委員長として本件国葬が挙行され、知事及び議長が参列し、それぞれ県職員1名が随行した。

(3) 本件国葬に係る知事及び議長の参列に係る本件公金の支出状況について

「第4 監査の実施 3 監査対象箇所への調査 (1) 知事室 カ 本件国葬に係る知事の参列に伴う本件公金の支出状況について」「第4 監査の実施 3 監査対象箇所への調査 (2) 議会局総務課 カ 本件国葬に係る議長の参列に伴う本件公金の支出状況について」のとおり。

2 判断の理由

本件監査請求に関し、「1 認定した事実」を踏まえ、本件公金の支出が法第242条第1項に規定されている違法又は不当な公金の支出に該当するか否かについて、以下のとおり判断を行った。

本件監査請求において、請求人は、本件国葬は違憲・違法なものであり、本件国葬に知事及び議長が参列したり、公金を支出したりすることは、地方公共団体の「事務」には該当しないというべきであり、法第2条第2項に違反する違法な行為であることは明らかであることから、本件公金を支出することは、違法又は不当な財務会計行為であり、県民全体に損害を与えたものとして、その損害を補填すべく、知事らに支出された金額の返金を請求するよう求めている。

しかしながら、法第2条第2項において、普通地方公共団体の事務を、「地域における事務」及び「その他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」と規定しているのは、まず、普通地方公共団体が「地域における事務」を包括的に処理する権能があることを明らかにし、その上で、必ずしも「地域における事務」に該当しないものであっても、法律により処理することとされた場合や法律に基づく政令により処理することとされた場合には、当該事務を処理するものであることを一般的に示しているものであり、法律や政令の根拠が必要であるものに限らず、住民を含め当該地域との合理的な関連性が認められれば、「地域における事務」であると考えられる。

これを本件国葬についてみると、本件国葬は、閣議決定により国において行う葬儀であるとされており、内閣総理大臣名で全都道府県知事及び全都道府県議会議長に対し、本件国葬に係る案内状が送付されていることを踏まえると、知事が法第147条に基づく県の代表として、議長が法第104条に基づく県議会の代表として、それぞれ本件国葬に参列することは、社会通念上相当と認められる社交儀礼上の行為であることに加え、地域との合理的な関連性が認められるものであり、法第2条第2項に違反するものとはいえない。

また、最高裁判所第三小法廷平成4年12月15日判決において、職員の財務会計上の行為をとらえて損害賠償責任を問うことができるのは、これに先行する原因行為（以下「先行行為」という。）に違法事由が存する場合であっても、先行行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当であるとした上で、先行行為が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得な

い瑕疵の存する場合でない限り、先行行為の内容に応じた財務会計上の措置を採るべき義務があるから、これを拒むことは許されないものと解するのが相当であると判示されていることからすると、本件公金の支出が違法又は不当であるとして損害賠償責任を問うことができるのは、先行行為である本件国葬への参列に、本県の予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合に限られるところ、本件国葬は、国において行う葬儀であり、内閣府設置法及び閣議決定を根拠として執り行うものであるとされており、上記のとおり、本件国葬に参列することは法第2条第2項に違反するものとはいえないことから、本件国葬への参列に、県の予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するとは認められない。

なお、本件公金の支出額（支出予定のものを含む。）は、本件国葬への知事の参列及び職員の随行に伴う時間外勤務手当 3,347 円並びに議長の参列及び職員の随行に伴う旅費 1,356 円、時間外勤務手当 24,239 円、有料道路通行料 2,880 円、ガソリン代に係る支出相当額 2,842 円、計 34,664 円であるが、これらの額は関係規定に則り適切に算定されており、監査した時点において確認できた支出手続についても、適切に行われていたと認められる。

以上のように、本件公金の支出は、違法又は不当な公金の支出に該当するとはいえない。

3 暫定的な停止勧告について

請求人代表者は、法第242条第4項に基づいて本件公金の支出を暫定的に停止すべきことを知事に勧告することを求めていることから、令和4年9月26日時点でその要否を検討したところ、本件公金の支出が違法であることが相当程度具体的な証拠に基づいて疎明されているとはいえず、また、当該行為により県に回復困難な損害が生ずるとも認められないことから、本件公金の支出を停止すべき緊急の必要があるとは認められないと判断し、暫定的な停止勧告は行わないこととした。

4 結論

以上のことから、本件公金の支出は、違法又は不当な公金の支出に該当するとはいえず、本件監査請求には理由がない。